

行っ得！長崎のしまクーポン券（行っ得PAY）加盟店実施要領

1. 目的

国内観光客による滞在型観光の促進及び島内消費喚起を図るため、「行っ得！長崎のしまクーポン券」（以下「行っ得PAY」という。）を利用できる加盟店の手続きについて、必要な事項を定める。

2. クーポン券の概要

クーポン券名	行っ得PAY	
事業主体	一般社団法人長崎県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）	
交付対象者	<p>航路・空路で来島し、以下の①、②いずれかを利用して、令和5年6月26日から令和6年2月29日の間に、長崎県内の国境離島地域（対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町）に1泊以上宿泊する者をいう。（対象市町内に居住し、住民登録をしている者を除く。）</p> <p>①長崎しま旅 募集型企画旅行商品（フリープラン） ②長崎しま旅 わくわく乗船券</p>	
交付期間	<p>令和5年6月26日から令和6年2月29日まで</p> <p>※①長崎しま旅 募集型企画旅行商品（フリープラン）、②長崎しま旅 わくわく乗船券が未開始及び一時停止の場合は交付を停止する。 ※予算上限に達し次第、受付期間内であっても交付を終了する。</p>	
交付内容	お一人様1泊につき1枚（5,000円分×1枚）の電子クーポン（行っ得PAY）を交付	
交付上限	長崎県内の国境離島地域（対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町）での1人1泊につき1枚を交付するものとし、1人あたりの交付は最大3枚まで	
交付場所	対馬市	観光情報館ふれあい処 つしま
		対馬空港ターミナル2階 売店
		比田勝港国際ターミナル1階 観光案内所
	壱岐市	郷ノ浦港観光案内所
		芦辺港フェリーターミナル1階 観光案内所
		印通寺港フェリーターミナル1階 観光案内所

交 付 場 所	五島市	福江港ターミナル1階 五島市観光協会 売店
	新上五島町	有川港ターミナル1階 有川観光情報センター
		奈良尾港ターミナル1階 奈良尾観光情報センター
		鯛ノ浦港ターミナル内
	小値賀町	小値賀港ターミナル1階 総合案内所
佐世保市宇久町	宇久平港ターミナル1階 観光案内所	
有 効 期 間	交付日を含めて4日間	

### 3. 加盟店の登録資格

加盟店として登録できる者は、島内で宿泊業、飲食業、交通業、お土産販売等の事業を営む者とする。ただし、次に掲げる事業者を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律 第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) その他本事業の趣旨に該当しないと観光連盟会長が認めた者

### 4. 加盟店の申込み方法

加盟店として登録を受けようとする者は、会長が別に定める「行っ得PAY加盟店登録申請書」に必要な事項を記入の上、会長に申請を行うこととする。

### 5. 加盟店の登録申請期間

加盟店の登録申請は、随時、申請が行えることとする。

### 6. 行っ得PAY加盟店IDの交付

会長は、申請の提出を受けたときは、内容を確認及び審査の上、登録を認めた場合、「行っ得PAY加盟店ID」を発行する。なお、登録料は無料とする。

### 7. クーポン券の取扱

- (1) 加盟店は、行っ得PAYクーポン券または電子クーポン券を持参した者に対し、令和5年6月26日から令和6年2月29日までに限り、券面記載額相当の役務の提供を行う。
- (2) クーポン券は、以下の物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるために使用することができない。
  - ①不動産、金融商品
  - ②商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの

- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ④国税、地方税及び使用料などの公租公課
- ⑤会長が不相当と認めるもの

## 8. クーポン券の換金期間

利用者から受け取ったクーポン券の換金期間は、令和5年6月26日から令和6年3月3日までとする。なお、換金期間を過ぎたクーポン券の換金は行わない。

## 9. 換金方法

行っ得PAYの利用額に応じ、毎月15日と月末までの月2回、加盟店の指定する預金口座へ現金を振り込む。なお、振込手数料は、観光連盟の負担とする。

## 10. 加盟店の責務等

- (1) 特定取引において、クーポン券の受取を拒まないこと。
- (2) クーポン券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) クーポン券の券面金額の合計額が役務の提供の対価を上回るときは、クーポン券の利用者に対し、当該対価を上回る額に相当する金銭の支払を行わないこと。
- (4) 通常の注意を持ってすれば偽造されたものと分かるクーポン券及び不正に利用されていることが明らかなクーポン券の受取を拒否するとともに、当該事実を速やかに観光連盟に通報すること。
- (5) 有効期限を過ぎたクーポン券は、受け取らないこと。
- (6) 加盟店であることが分かるよう、見やすい場所にステッカー等の掲示を行うこと。
- (7) 観光連盟と適切な連携体制を構築すること。

## 11. 加盟店の取消

加盟店が、本要領の10に掲げる事項に反する行為が認められた場合は、会長は当該加盟店の登録を取り消すことができる。

## 12. 損失等の責任

利用者から受け取ったクーポン券の紛失、盗難、換金期限切れ等の損失は、加盟店の責任とする。

## 13. 立入検査等

- (1) 会長は、クーポン券利用の適正を期するため必要があるときは、加盟店等に報告をさせ、又は担当職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、

これを提示しなければならない。

(3) 第一項による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

1 4. 本事業の問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁5階  
(一社)長崎県観光連盟 しま旅滞在促進事業事務局  
TEL:095-826-9407 FAX:095-824-3087  
E-mail: [shimatabi@ngs-kenkanren.com](mailto:shimatabi@ngs-kenkanren.com)